

一般社団法人 石巻植物検疫協会

入会金・会費・手数料等徴収規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人石巻植物検疫協会定款第7条第1項及び第2項に規定する入会金・会費・手数料等の徴収方法について定める。

(入 会 金)

第2条 この法人の入会金は、次のとおりとする。

1. 正 会 員 30,000円
2. 賛助会員 30,000円

(年 会 費)

第3条 この法人の定額年会費は、次のとおりとする。

1. 正 会 員 60,000円
2. 賛助会員 60,000円

(数量割会費)

第4条 この法人は、石巻港に輸入する木材及び穀類を荷受けする会員から次のとおり会費を徴収するものとする。

1. 木 材 1 m³当たり 22円
 - (1) 樹種別及び消毒方法問わず検知数量とする。ただし、北洋材については、インボイス数量を換算方式(用材 = $m^3 \times 3.3 \div 3.6$) (パルプ材 = $m^3 \times 2.9 \div 3.6$) により算出した数量とする。
 - (2) 石巻港において本船くん蒸し、他行に回送する数量については、樹種別問わずインボイス数量とする。ただし、北米材については、インボイス数量1 m³当たり33円とする。
 - (3) 他港において、消毒し合格した木材については徴収しない。
 - (4) 非会員については、5割増とする。ただし、その輸入数量が1,000 m³未満の場合は、一律30,000円とする。
2. 穀 類 1 t 当たり 10円
 - (1) 種類(副原料等含む)及び消毒方法問わず実揚数量とする。
 - (2) 非会員については、5割増とする。ただし、その輸入数量が600 t 未満の場合は、一律30,000円とする。
3. 上記に規定ないものは、その都度協議するものとする。

(手 数 料)

第5条 この法人は、次のとおり手数料を徴収するものとする。

1. 選別手数料
貯木場に入庫し、虫害材の選別を対象とする輸入木材は、1 m³当たり5円とし検知数量とする。
2. 消毒立会手数料
1回当たり6,000円とする。ただし、休日（時間外を含む。）は、5割増とする。
3. 輸入申請代行手数料
非会員については、申請1件につき30,000円とする。
4. 受検委任手数料
 - (1) 木材1 m³当たり15円とし、材種問わず検知数量とする。ただし北洋材については、インボイス数量を換算方式（用材＝m³×3.3÷3.6）、（パルプ材＝m³×2.9÷3.6）により算出した数量とする。
 - (2) 石巻港において本船くん蒸し、他港に回送する数量については、樹種別問わずインボイス数量とする。ただし、北米材については、インボイス数量1 m³当たり22.5円とする。
 - (3) 穀類1 t 当たり8円とし、種類（副原料等含む）別問わず実揚数量とする。
 - (4) 非会員については、木材及び穀類とも5割増とする。
5. 上記に規定ないものは、その都度協議するものとする。

(委 任 契 約)

第6条 この法人は、植物防疫法に基づく植物検疫に関する受検について、輸入業者から委任の申込みがあったときは、委任契約を締結するものとする。

(入会金・会費・手数料等の徴収方法)

第7条 この法人の入会金・会費・手数料等は、請求後1ヶ月以内に納入するものとする。

(補 則)

第1条 この法人は、石巻港から貨物（木材、製品等）を輸出する会員若しくは、自主くん蒸を行う会員から次のとおり手数料等を徴収するものとする。

- | | | |
|------------------|-------|--------|
| 1. 輸 出 申 請 手 数 料 | 1 申 請 | 3,000円 |
| 2. 輸 出 検 査 立 会 料 | 1 回 | 6,000円 |

- | | | |
|--------------|-----|--------|
| 3. 消毒計画申請手数料 | 1 件 | 5,000円 |
| 4. 消毒案内及び立会料 | 1 回 | 6,000円 |
| 5. 合格証発行手数料 | 1 通 | 2,000円 |

第2条 この法人は、石巻港で検査又は消毒を行うコンテナ貨物等を扱う会員から次の賦課金を徴収するものとする。

コンテナ（大小問わず） 5本まで 5,000円
注）ただし、1本増すごとに 2,000円

第3条 この法人は、輸出用こん包材における各種料金を次のとおり徴収するものとする。（1. 2. 4. 5項は全植検協の規程に基づく）

- | | | |
|------------------------|---------|-----------------|
| 1. 認定管理負担金（消毒実施者） | 「年額」 | 24,000円 |
| 2. 登録管理負担金（こん包材生産者） | 「年額」 | 24,000円 |
| 3. 消毒証明書発給手数料（こん包材生産者） | 1通 | 5,000円 |
| 4. スタンプ制作負担金（こん包材生産者） | （大・中・小） | （5,000円～6,800円） |
| 5. 認定（更新時も含む）試験立会料 | 交通費等 | （実費） |

附 則

この規程は、昭和54年 2月 6日から施行する。

昭和55年	1月21日	一部改正
昭和57年	1月11日	一部改正
昭和59年	2月10日	一部改正
昭和64年	1月 1日	一部改正
平成元年	1月21日	一部改正
平成2年	1月 1日	一部改正
平成8年	2月27日	一部改正
平成12年	1月 1日	一部改正
平成16年	1月 1日	一部改正
平成18年	1月 1日	一部改正
平成20年	3月 1日	一部改正
平成21年	1月 1日	一部改正
平成21年	8月 1日	一部改正
平成24年	1月 1日	一部改正